

# アンカーニュース

## 不適当な登記識別情報の発行について——法務省民事局より

平成 18 年 8 月 1 日に法務省民事局より下記ようなお知らせがありました。

不動産登記のシステムを動かしているプログラムにミスがあり、登記完了により新たに権利者となられた方に登記所から通知する「登記識別情報」の一部について、不適当なものが作成され、通知されている事実が判明いたしました。当局による調査の結果、通知されている不適当な登記識別情報は、東京・横浜・さいたま・千葉・大阪・京都・名古屋の 7 法務局・地方法務局に属する 21 登記所における計 4553 通（別紙参照）と判明しております。

関係する物件は特定済みで、これについて登記申請があった場合には特に慎重な審査を行う体制としており、本件により権利者の方の権利が侵害されることはありません。

プログラムのミスは、昨年 8 月に実施したプログラム改修の際に生じ、本年 7 月 21 日に判明したのですが、問題のプログラムの修正を行い、現在は不適当な登記識別情報が発行される事態は解消されています。

今回の手続においては、法務省・法務局から権利者の方に登記識別情報（12桁のアルファベットと数字）をお尋ねしたり、登記識別情報通知書（又はそのコピー）の送付をお願いすることは、一切ありません。法務省・法務局を装った問い合わせには、十分注意していただくようお願いするとともに、御不審な場合には、下記の連絡先にお問い合わせください。

法務省民事局内 登記識別情報相談窓口

(代表) 03-3580-4111 内線6013 (直通) 03-3592-8685

受付時間 9:30~17:15 代表番号は月~金、直通番号は月~土



発行者

合同事務所 アンカー

(司法書士・土地家屋調査士・行政書士)

〒107-0052 東京都港区赤坂三丁目 21 番 4 号

新日本ビルディング赤坂 4 階

TEL 03-5575-3458 FAX 03-5575-9385

担当：朝比奈

## 別紙

	局名	庁名	物件数	名義人数	通数
1	東京法務局	不動産登記部門	123	230	304
2		中野出張所	72	151	196
3		世田谷出張所	162	258	346
4	横浜地方法務局	栄出張所	45	56	103
5		平塚出張所	14	21	28
6		横須賀支局	21	36	44
7	さいたま地方法務局	不動産登記部門	277	184	622
8		上尾出張所	53	55	137
9		川口出張所	61	160	191
10		大宮支局	154	180	479
11	千葉地方法務局	船橋支局	75	120	190
12		市川支局	58	91	122
13		柏支局	12	18	24
14	大阪法務局	不動産登記部門	180	256	492
15		北大阪支局	131	199	302
16		岸和田支局	88	137	200
17		豊中出張所	75	138	180
18		東大阪支局	22	39	65
19		枚岡出張所	3	4	6
20	京都地方法務局	不動産登記部門	186	297	424
21	名古屋法務局	不動産登記部門	48	91	98
	合 計		1,860	2,721	4,553

## 各登記所が管轄する自治体等一覧

登記所名		管轄の自治体
東京	不動産登記部門	千代田区、中央区、文京区、小笠原村
東京	中野出張所	中野区
東京	世田谷出張所	世田谷区
横浜	栄出張所	横浜市のうち、港南区、栄区
横浜	平塚出張所	平塚市、中郡(大磯町、二宮町)
横浜	横須賀支局	横須賀市、逗子市、三浦郡(葉山町)
さいたま	不動産登記部門	さいたま市のうち、浦和区、中央区、桜区、南区、緑区
さいたま	上尾出張所	上尾市、桶川市、北足立郡(伊奈町)
さいたま	川口出張所	川口市、鳩ヶ谷市
さいたま	大宮支局	さいたま市のうち、西区、北区、大宮区、見沼区
千葉	船橋支局	船橋市、八千代市
千葉	市川支局	市川市、鎌ヶ谷市、浦安市
千葉	柏支局	柏市、我孫子市
大阪	不動産登記部門	大阪市のうち、浪速区、旭区、城東区、西成区、鶴見区、中央区
大阪	北大阪支局	吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、三島郡(島本町)
大阪	岸和田支局	岸和田市、貝塚市
大阪	豊中出張所	豊中市
大阪	東大阪支局	東大阪市
大阪	枚岡出張所	
京都	不動産登記部門	京都市のうち、北区、上京区、左京区、中京区、東山区、下京区、山科区
名古屋	不動産登記部門	名古屋市のうち、中区、東区、北区、中村区、西区、西春日井郡(豊山町、春日町)、清須市、北名古屋市